

令和5年度
第1回富士宮市都市計画審議会議事録

令和5年8月28日（月）午後3時

富士宮市役所 7階 710会議室

審 議 案 件

議選第1号 富士宮市都市計画審議会会長の互選について

報 告 事 項

(1) 第5次国土利用計画富士宮市計画策定について

1 審議に出席した委員（16人）

藤 井 敬 宏 委員	阿 部 貴 弘 委員
大久保 あかね 委員	渡 井 政 行 委員
角 入 一 典 委員	松 永 昌 人 委員
岩 村 恵 美 委員	山 藤 陽 子 委員
中 野 健 太 郎 委員	植 松 健 一 委員
影 山 勝 彦 委員	大 塚 義 則 委員
【代理】交通課長 飯田 将人	【代理】都市計画課長 太田 智久
西 室 康 二 委員	大 河 原 忠 委員
高 橋 朝 子 委員	塩 川 裕 子 委員

2 審議に欠席した委員（1人）

田 中 壯 憲 委員

説明のための出席者

都市整備部部長

「都市計画課」課長、計画係長、土地対策係長、土地対策係主任主査

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから富士宮市都市計画審議会委嘱状交付式及び令和5年度第1回富士宮市都市計画審議会を開会させていただきます。

皆様には、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の進行を務めます都市計画課計画係長の市川と申します。よろしく願いいたします。

次に本日欠席の委員、代理出席の委員についてご報告させていただきます。

田中壯憲（たなか たけのり）委員につきましては、本日所用により欠席のご連絡をいただいております。

富士宮警察署の影山委員の代理といたしまして、交通課長の飯田様、富士土木事務所の大塚委員の代理といたしまして都市計画課長の太田様に御出席いただいております。

続きまして、富士宮市都市計画審議会条例第3条に基づきまして委嘱状の交付を行います。

委員の任期につきましては、同条例第4条の規定により、令和5年8月3日から2年間、令和7年8月2日までとなります。

それでは、市長が公務のため欠席させていただいておりますので、代理として副市長から皆様方のお席の前に進みまして、お渡しさせていただきますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場にお立ちになりまして、お受け取り願いたいと思います。

【事務局 都市計画課長】 委嘱委員氏名読み上げ

.....委嘱状交付.....

【事務局】

ありがとうございました。以上で委嘱状交付式を終了します。

皆様には2年間よろしく願いいたします。

ここで市を代表いたしまして、副市長からご挨拶をさせていただきます。

【副市長挨拶】 渡邊恭一副市長

皆様、本日は公私ともにお忙しい中、富士宮市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から富士宮市のまちづくりに多大なご支援とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

ただいま委嘱状を交付させていただきましたが、皆様方にはこれから2年間、都市計画審

議会委員として、本市のまちづくりにご指導を賜りたく存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

さて、昨年、富士宮市市政施行80周年を迎え、新型コロナウイルスの感染拡大に最大限の対策を講じるとともに、市民の生活や経済の停滞がないよう経済対策にも十分配慮する中で、様々な記念事業やイベントを開催し、大いに盛り上げることができ、徐々に賑わいや明るさを取り戻してまいりました。

本年は、6月に富士山が世界文化遺産に登録されてから10周年を迎えました。

平成25年6月22日にカンボジアのプノンペンで開催されました、ユネスコの世界遺産委員会における、登録決定時の歓喜が思い出されます。

あらためて市民の皆様と共に、日本の誇りであり世界の宝でもある富士山の偉大さを再認識し、「いつまでも 富士山を世界遺産に」の思いを共有してまいりたいと思います。

また、今年度は第5次富士宮市総合計画後期基本計画の2年目であり、総合計画の総仕上げに向けて、大切な第二歩目を力強く踏み出し、将来都市像「富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市」の実現に向けて、取組を一層加速させなければならない年と考えております。

委員の皆様におかれましては、各分野の専門的な立場から、また市民としての立場からご助言やお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今後2年間、本審議会を通じ富士宮市のさらなる発展にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

ここで副市長は、公務のため退席させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、本日の会議に入ります前に、お手元に配布させていただきました資料の確認をお願いいたします。

配布資料は、7月21日付けで送付させていただきました資料といたしまして、

- ・次第
- ・委員名簿
- ・富士宮市都市計画審議会条例
- ・富士宮市都市計画審議会運営要領

また、本日配布させていただきました資料として、

- ・次第
 - ・席次表
- 報告事項（1）

「第5次国土利用計画富士宮市計画策定について」の資料

以上7点となっております。

不足及び不備がございましたらお知らせください。

・・・・・・・・資料確認・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

それでは、次第に基づきまして、ただいまから、令和5年度第1回富士宮市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日の議題は1件でございます。

議選第1号「富士宮市都市計画審議会会長の互選について」です。

富士宮市都市計画審議会条例第6条第1項及び運営要領第2条によりまして、委員の互選により会長を決めていただくため、同要領第3条の規定により、高橋朝子委員に臨時議長をお願いし、議事を進めたいと思います。

高橋委員、臨時議長席をお願いいたします。

それでは、議事の進行をお願いいたします。

【高橋臨時議長】

臨時議長を務めさせていただきます高橋です。

よろしくをお願いいたします。

本日の会議は、富士宮市都市計画審議会条例第7条第1項により、出席者は16人で、2分の1以上の委員が出席しておりますので、本審議会は成立します。

次に、審議会運営要領第7条に基づきまして、本日の会議を公開により議事を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

ご異議のない方は挙手をお願いします。

・・・・・・・・異議なしの挙手確認・・・・・・・・

傍聴人がいましたら、入場してください。

・・・・・・・・事務局にて入場誘導（傍聴人の有無確認）・・・・・・・・

【事務局】

傍聴人はいません。

【高橋臨時議長】

それでは、審議に入ります。

会議の次第に基づきまして、「議選第1号富士宮市都市計画審議会会長の互選について」を議題とします。

会長職は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の規定により、富士宮市都市計画審議会条例第3条第1号の学識経験を有する委員から選出することとしております。

会長の互選は、いかがいたしましょうか。

【阿部委員】

阿部と申します。

議長の互選についてですが、長く都市計画審議委員もされていて、都市計画の専門であり、都市計画に精通している藤井委員にお願いしたらどうかと提案いたします。

【高橋臨時議長】

ただいま「藤井委員に、お願いしたらどうか。」というご意見がございましたが、それにご異議ございませんでしょうか。

ご異議のない方は挙手をお願いします。

・・・・・・・・異議なしの挙手確認・・・・・・・・

【高橋臨時議長】

異議なしの声がありましたので、今期審議会の会長職は、藤井敬宏委員に決定いたしました。

それでは、議選第1号の議題が終結いたしましたので、臨時議長の職を解かせていただくとともに、進行を一旦、事務局へお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、藤井委員が会長に選出されましたので、富士宮市都市計画審議会運営要領第5条の規定によりまして、以降の議事進行を藤井会長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

・・・・・・・・藤井会長挨拶・・・・・・・・

それでは、引き続き議事を進めますが、先ず、会長の職務代理者を決める必要があります。

富士宮市都市計画審議会条例第6条第3項により、「会長の職務代理者」を指名いたします。都市計画審議会委員や世界遺産富士山のまち推進会議アドバイザーを長く経験しており、都市計画などに精通し、ご経験も豊かな阿部貴弘委員を指名いたします。

阿部委員、よろしく願いいたします

次に、富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項により、会議録の署名人を指名したいと思います。

本日の署名人を松永昌人委員をお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、会議を進めます。

本日の議題はございませんので、次第4の報告事項に移ります。

本日は、報告事項が1件ございます。

それでは、報告事項「第5次国土利用計画富士宮市計画策定について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

都市計画課土地対策係の藤原と申します。

私から、第5次国土利用計画富士宮市計画策定について報告いたします。

まず、国土利用計画策定に係る報告とこの都市計画審議会との関係について説明します。

国土利用計画は、都市づくりの方向性を定める都市計画マスタープランの上位計画であり、都市計画マスタープランは国土利用計画に即して定めることとなっているため、都市計画に関する事項を調査審議する都市計画審議会に対しその内容を報告し、計画を策定するに当たって、まちづくりに対する専門的な知見から意見をいただくために行っているもので、策定期間である3年の間の各年度に1回程度、計画案等について報告しているものであります。

このことから、委員の皆様には、今後策定作業が進み、内容について報告させていただいた際には、貴重な御意見をいただきたくお願い申し上げます。

それでは、報告に移ります。

報告事項資料をご用意ください。

まず、1ページ、「計画の位置付け」をご覧ください。

国土利用計画富士宮市計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、市の区域の国土の利用について必要な事項を定めたものです。

富士宮市では、昭和50年代後半に入って富士山麓における大規模開発動向が顕著となったことから、これに対応して乱開発を抑制し、市域の均衡ある発展を目指すため、土地利

用事業の指針となる計画として第1次計画を策定しました。

下の体系図をご覧ください。黒い四角形の国土利用計画富士宮市計画は、静岡県計画を基本として策定しなければなりません。基本とするとは、富士宮市計画の基本理念、基本方針や土地利用の基本方向が、県計画のそれに沿った形で定められているということであり、実際には、策定作業の中で県との協議を行い、内容の調整を図っていきます。国の計画はここには載せておりませんが、静岡県計画は、全国計画を基本に策定されており、富士宮市計画は、全国計画、静岡県計画と併せて、国土利用計画体系を構成しております。

また、国土利用計画富士宮市計画は、総合計画の基本構想に定める将来都市像や土地利用構想に即した計画として策定しております。さらに、富士宮市の特徴として、国土利用計画と総合計画の基本計画が、互いに調整、連携を図りながら、ひとつの土地利用計画を作成しております。そして今後、個別に策定される各土地利用関連計画は、富士宮市総合計画、それから、国土利用計画富士宮市計画に即して策定することになります。

次に、2ページ、「計画の構成」をご覧ください。

計画は、土地利用の基本方針、利用区分別の基本方針、地域別の基本方針、基本方針を実現するための方策の四つで構成されております。

実際には、資料「第4次国土利用計画富士宮市計画概要版」の2、3ページにあるような内容となります。

土地利用の基本方針では市域全体の方針を、利用区分別の基本方針では農用地、森林、宅地等、7区分ごとの方針を、地域別の基本方針では中部、東部、西部、北部、南部の5地域ごとの方針を定めていきます。

そして、これらの方針を実現するための方策として、いくつかの項目がありますが、最も重要で、富士宮市計画の特徴でもある土地利用構想図に基づく土地利用事業の誘導・調整について説明いたします。

まず、土地利用構想図とは、土地が持つ特性、具体的には、地形、地質、土壌、植生、災害危険度、歴史的要因等を評価したものと総合計画で定める政策推進エリアを重ね合わせ、統合して図に示したもので、その土地にとって最も適した利用方法をランク付けし、表しているものです。第4次国土利用計画富士宮市計画概要版の4ページに現行のものがあります。例えば、緑色の環境緑地地域は、公園やゴルフ場等の区域で、都市空間の景観、緩衝等の機能を持つ緑地環境として保全・整備すべきと評価された地域です。

また、富士宮市では、土地利用事業を、施行区域の面積が3,000平方メートル以上で行われる一団の土地の区画形質の変更等と定義しています。

実際の誘導・調整では、青、緑、水色の土地については、自然環境、景観、防災等の保全に支障があることから、土地利用事業の施行を控えていただくという対応をしております。これにより、計画の基本方針を担保している形になります。

次に、3 ページ、「計画策定における基本的な考え方」をご覧ください。

富士宮市は、これまで総合計画の土地利用計画と国土利用計画が互いに連携しながら、「土地に聴き人が拓く均衡ある土地利用」の理念のもとに総合的かつ計画的な土地利用の実現と適正な土地利用を推進してきました。

令和2年に都市計画マスタープランが改定され、令和8年には総合計画の改定が予定されており、今後も均衡ある土地利用の実現のため、土地利用の秩序を保ちながら、富士山をはじめとする豊かな自然環境の保全や産業基盤の強化、住み続けられる集落環境の創出等が求められています。

また、近年の集中豪雨等の激甚化する自然災害や富士山噴火、東海地震等への対応の緊迫感の高まりや、コロナ禍を経た新たな土地利用ニーズへの対応等も課題となっています。以上を踏まえ、総合計画の改定検討と連携を図りながら、最新の土地利用の動向等を把握し、国土利用計画富士宮市計画の策定を行います。

第5次国土利用計画富士宮市計画策定に当たって、新たに、配慮すべき事項は、主に四つあります。

一つ目は、現行計画の検証です。これは、情報の電子化に伴い、過去に開発許可・土地利用事業計画承認を行った区域と現行計画の土地利用構想図とを地図データ上で重ね合わせ、危険な箇所における土地利用事業を規制できているか、政策推進エリアに工場等の土地利用事業を誘導できているかなど、適切な誘導・調整ができているかの検証を行い、その結果を第5次計画に生かしていくものです。

二つ目は、自然災害への対応です。主には、改定された富士山ハザードマップ、浸水想定区域等を土地利用構想図の構成要因として修正・追加し、誘導・調整の根拠としていくものです。

三つ目は、新たな土地利用ニーズへの対応です。コロナ禍を経てのキャンプ場等の屋外レジャー施設の土地利用事業の増加や、国のエネルギー政策等による太陽光発電設備等の再生可能エネルギー施設に係る土地利用事業の増加に対し、適切な立地誘導を検討するものです。

最後に、情報の公開についてです。土地利用構想図等を公開型GIS、地理情報システムに登録することにより、土地利用事業を計画する者、行政の利便性の向上を図るものです。

次に、4 ページ、「計画策定体制とスケジュールについて」をご覧ください。

まず、策定体制については、これまでと同様の体制を基本に考えております。具体的には、国土利用計画策定ワーキング・グループ会議を設置し、土地利用の方向性や国土利用計画案の検討を行います。本ワーキング・グループ会議は、総合計画策定で設置される庁内ワーキング・グループ会議との連携を図りながら検討を進めます。

また、計画策定に必要な市民意向については、本計画と並行して作業される第6次総合計画策定に伴う市民アンケートや地区別懇談会の結果に加え、市政モニター制度の活用によ

り把握した内容を反映します。

次に、策定スケジュールについてですが、A3のスケジュール案をご覧ください。左から右へ向かって、経過を示しております。

現在、事業者との委託業務の契約締結に向けて事務手続を進めているところであり、10月から、基礎的作業に入る予定です。この基礎的作業の中で、先程説明した第5次計画策定に当たって新たに配慮すべき事項の検討等を行い、課題の整理をした上で、基本方向、基本方針の検討を行います。これと並行して、市政モニター及び市民に対しアンケート調査等を行い、市民意向を把握するなど、以降はスケジュールに沿って作業を進めていきます。今年度の終わりからは、市長へのヒアリングを行い、庁内ワーキンググループの開催、静岡県との協議等、関係機関との調整を行う予定です。

都市計画審議会に対しては、策定の進捗について、令和6年度2月、令和7年度7月に報告をする予定です。

また、令和7年度には、計画の素案をもって、パブリックコメント、市議会への報告を行い、それらの意見を反映して修正を行い、令和8年4月から運用を開始するというスケジュールとなっております。

以上で第5次国土利用計画富士宮市計画の策定について、報告を終わります。

【藤井会長】

それでは、只今ご説明いただきましたが、是非、次回以降は細かくて読みづらいA4の資料は、A3に拡大してください。お願いいたします。

では、スケジュールを見ますと、各委員の皆様方に、ご報告というかたちで謳ってはいますが、令和6年度の2月は大分先になります。今現在、こういう方向性で総合計画といったものの大きな形の中で県計画と調整を図りながら、この富士宮にとっての、計画を全体の中で考えていくんだということがございます。その方向性を示していただいたということですので。只今のご説明に対して何かご質問等ございましたら承ります。いかかでございますでしょうか。

では、私からお伺いします。

3ページのところで、策定にあたって配慮すべき事項といったところで、特に自然災害への対応では、これはもちろん国土強靱化計画などをベースにしたものと、富士宮の富士山の噴火、そういったもののハザードマップといった全体像を基本として組み立てたものと理解してよろしいでしょうか。

そして、3点目の新たな土地利用のニーズへの対応、これは丁度、他の自治体さんの総合計画の策定をやっている最中というところがいくつかございまして、その中で上の「2」に書いてある今後、コロナ渦を経た新たな土地利用ニーズ、ここのキーワードを総合計画にどう組み込んでいったらいいのかといったところを検討しているところでございます。

総合計画では市域の中で、生活の仕方、働き方、憩い方を考えていくんですが、まあそう

いった中で、コロナ渦で、レジャーといったキーワードが飛び出ししているんですが、都市部のところで言いますと、ライフスタイルの変容といったかたちが、ひとつの総合計画の中に組み込み方の一例として、今、検討が始まったところで、市民生活そのものが、やはりコロナ渦といったものがあることによって、働き方そのものが変わってしまう、そういったものを都市的な配置としてどう考えていくのか、それを産業構造と併せていく中で、土地利用の側面にどう転換するのか、結論はまだ全然出ていない感じなんですけど、この富士宮の中ではやはりコロナといったキーワードで、新たに出てきたレジャーというキーワードを柱にしていくのか、もしくは総合計画といったところを、また検討されていくかたちになっていくと思うんですが、新たな生活様式といったキーワードを、この国土利用という大きな枠組みの中に、反映するようなレベルに、いま富士宮市はありそうなのかどうなのか、その辺の事務局としての感覚、その辺を教えていただけると、土地勘があるといえばあるし、ないと言えない、私は富士宮で生活しておりませんので、そこら辺を少し教えていただければありがたいかなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

まず(2)ですね、自然災害の対応の部分ですね、先程申し上げられたとおり、この富士山ハザードマップ浸水想定区域、他の災害に関するほかの情報がいくつかございまして、過去のものも重ね合わせたものもございまして、色んな総合的にいくつかの災害に関するデータを全て重ね合わせて総合的に判断していくという考え方で考えております。

次に、土地利用の新たなレジャー系の施設の利用でですね、あくまで土地利用構想図ですか、国土の利用のベースとなるものが、環境への影響ですとか自然災害の影響、防災、そちらがこの土地利用の基本的な考え方というものがあまして、なかなかライフスタイルの変容という部分も国土利用計画の計画の中で、どう立地に反映させていくのかということのレベルには至っていませんし、正直切り分けて考えていくというのが実状です。

【事務局】

都市整備部部長の湯澤です。

新たな働き方改革ということは、色々なものが変わっていくということで、今担当が申したとおりで、なかなかそういう自体を国土利用計画に取り込むのは難しいというところはあるかと思いますが、各所に書いてあるとおりキャンプ場や太陽光発電設備、再生可能エネルギー設備等土地利用事業で適切な立地誘導が、まさしく今コロナ渦を経てキャンプブームがありました、ただキャンプブームというのはどこまで続くのか、というところも私も疑問符はある中、ただ土地を利用されている方で、富士宮市の自然たっぶりの中でキャンプ場を行いたいという事業者の方が数多くございます。ただ、その中で一定のルールで、キャンプ場というのは、基本的には建物も土地も区画形質の変更というのが自然環境に与える誘

導形態としては少ない、少ないというのはあれですが、人が訪れることによって様々な経済活動の方の利点をもたらしていただけますが、ゴミ問題もしくは騒音のような、恩恵と富士宮市にもたらす怠惰というところをある程度、土地利用の中でコントロールしていかなければならないのかなというのは、コロナ渦を経た後の産業、これもひとつの産業だと思いません。

太陽光発電システムも色々悩ましいところありまして、国策として進めていく部分当然ゼロカーボンというところこれは進めていかなければいけない、ただそれこそ山林が太陽光パネルで埋め尽くされていいのか悩みのある中で、会長がおっしゃったとおりコロナ渦で私どもの社会活動もしていく中、土地利用も単に今までのような富士宮市の特性を生かしたというようなコロナ渦の社会的情勢の変化にも対応していく必要があるのか、あまり答えにはなっていないかもしれませんが、この2つに特出されたキャンプ場や太陽光施設はその面では大きいのかなと私、個人的には思っています。

【藤井会長】

まずなぜお伺いしたのかというと、太陽光発電というのは富士山の裾野の資源を守ろうと富士宮市でも以前議論された案件でございますよね、そういった中では、富士宮市の中で土地利用といったものをこういうかたちで守りながら、かつ活用していくのか、そこは非常に良くあるレジャー施設のキャンプ場というのがボンと飛び出してきて、まあ利用者ニーズに応えるというのは勿論そうなんです、国土利用の全体計画の中の長期の利用を想定した中で考えていく、やはりそう考えてきたときにキャンプ場というキーワードがボンと、現段階で出ているところに、相当数の思なのかなという、思いもありますが、あるいはもっと違うんじゃないかなという気もあり、もう少しその辺のキーの出し方は工夫した方が良くないかなと思、お伺いいたしました。

是非、6年度の2月にまた具体的な中身のことを、お話を伺う機会がありますので、その時に丁寧にお話を伺えれば良いかなと思います。

ありがとうございました。

ではその他、委員の皆様よろしいでしょうか。

【植松委員】

会長の方からお話ありましたが、それと関係はしてくるんですが、国土利用計画というのは利用することを前提としていて、利用する土地を拡大するというを元に計画しているというわけなんです、これから日本全体的に人口減少が進んでくる中で、利用前提ではなく利用されなくなることも出てくると思います、それも含めて、今後の利用計画を立てていかなければならない、ただ利用計画につきましては、県の計画、国の計画それらと整合性を取っていく場合、どうしても長いタイムラグがあります。なかなかそれを今、人口減少に向かいだしたところで、反映していくことは難しい話、これから急速に減少が進んでいきま

すので、利用するだけではなしに、やはりある程度統制を取ってですね、利用されなくなる、まあ無駄な利用された後、放置されるような部分が極力出ないかたちでの、その中での利用計画を考えたいとやっけていくというのが大切ではないかなと私としては考えております。

太陽光エネルギーもそうですし、レジャー関係のキャンプ場というのも全て、先程需要というのもありましたが、需要もいつまで続くかということもありますので、そういうことも頭に入れた中で、やはりある程度の計画というものも考えていく必要性も出てくるんじゃないかなと、私としては考えております。

そのへんについては、いかがでしょうか。

【藤井会長】

事務局いかがですか。

【事務局】

そうですね、只今委員さんがおっしゃられたとおりで、あくまでもそうですね、利用された後、そのまま残ってしまったりということは、やはり防災上よろしくありませんので、あくまでも先程申し上げた、分析も含めて基本的には大きな幹線沿いですとか、インフラが整っている場所ですとか、市内環境の影響が少ないところに、一応、総合計画連携も必要になってくるんですが、総合的な土地の利用の仕方、出来るだけ無駄ないよう有効なかたちで進めていければと思っております。

【藤井会長】

はい。よろしいですか。

【植松委員】

はい。今出来るだけ幹線沿いとかを利用していくとか話出ましたけれども、やはり民間で色々な土地利用をなんとか取得できる場所、それから利用しやすい場所、しやすいというのは、開発行為になるのに土地利用しやすい場所を考える場合にでありまして、それがなかなか幹線沿いもしくは既存の開発されている周辺とは限らないですね。

そういうところで、不動産に点々と利用されるという可能性が非常に高い、今もキャンプ場なんかは、結構そういうかたちで、あちらこちらに出来ているところが伺えます。

極力そういうのも含めてある程度まとまって誘導していくということが、必要になっていくのではないかなと私としては思います。

そういうこともよく考えてまた計画をしていっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【藤井会長】

いかがですか。

【事務局】

はい。そのように考えております。そのようにやっていきたいと思っております。

【藤井会長】

はい。利用というキーワードは、日本語で話をしているとどうしても開発行為に直結型のイメージで、どうしても使っていくんだという風に思うんですが、やはり都市的なかたちで活用していくのか、自然とともに共生していくかたちと、それからきちんとしたサンクチュアリのような保全して、その空間を守っていくという使い方、基本的にはその理念がある、国土利用計画の中にも保全というキーワードがあるので、どうにかたちで位置付けていくのかということを考えなくてはならないと、そういった面では、富士宮市は市街化調整区域内の活用の仕方、これをちゃんと計画論としてつくってあるわけなので、そういった面では都市計画区域の中での市街化調整区域の活用の仕方もあるれば、都市計画区域外のところについてはどういう方針で国土利用の計画と合致させていくのかといったように、非常にそういった上位計画と全体計画とのすり付け、全体の国土利用計画、国土利用計画が一番大きいので、大きな枠組みの方針として富士宮が個別計画をつくっていくことによって、それがきちんと整合性ある位置づけで利用していくというような考え方を、丁寧に取り組んでいただけたらありがたいなと思っております。

よろしゅうございますか。

【植松委員】

綺麗にまとめていただきました。

【藤井会長】

その他いかがでしょうか。

【塩川委員】

審議会をですね、私からはもう少し活用していただけたらいいんじゃないかなという思いを伝えさせていただけたらなと思っております。次が、令和6年度で2月に報告ということで、結構、計画の策定も進んでいる状態での最終計画となっていて、今色々な委員の方に意見を伺うだけでも、大変参考になるようなものばかりですので、この大変な計画を策定される間の中で、可能でしたら是非、委員の皆様の教を拝借する機会をもう少し早い段階で設定されて、この審議会を活かしていただいて、いい計画を継続策定されるとすごくいいのではないかと思います。

はい、意見として発言させていただきました。

【藤井会長】

今ご意見というかたちでいただきましたが、委員の人たちにはお手数をかけることになりますが、是非こちらの予定で見ると、今が基礎的な作業で、今後その次には年度が明けると基本方向とか、基本方針とか、まあ全体の位置づけが変わるタイミングがあると、そういったようなタイミングのところで、また少しずつ委員の方のご意見を伺うようなことがあってもいいんじゃないかなと思います。といったような提案でございますので、まあこの辺につきましては、やはり事務局の中でもう少し検討していただいて、委員の皆様は、日程が追加されるようなことにはNOは言われなかなと思いますので、適宜具体的に議論すべきネタがそろった、来ても議論する内容がないと悲しいことになりますので、是非こういった点を委員の皆様にお伺いしてみたいんだと、まあ事務局としてこういった点に戸惑いがあるとか、方向性の位置づけをこのレベルに高めてあげたいんだけど、市民生活にどんな影響が起きそうですかとか、問題意識を抱えていますなど、悩み相談でも構わないかなと思いますので是非ちょっと事務局の中で検討していただいて、その必要性がありましたら、またご報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしゅうございますか。

【塩川委員】

はい。ありがとうございます。

【藤井会長】

その他いかがでございましょうか。お手が上がりました。

【角入委員】

先程の藤井先生がおっしゃった議題の続きなんですけれども、コロナ渦を経た土地利用のニーズの概要がありました。

確かにコロナ渦でライフスタイルなどが変わってきています。

変わってきてはいますけど、それが産業構造そのものを変換するような強さまでは行っていないような、現時点ではないような気がしています。ただこの土地利用計画が10年先を見越したものだよと言えば、先手を打って先取りしている土地利用に切りこんだから、その判断は難しいかなと思います。

現時点では確かに経済の変化までは、無い状態です。

その中で、やっぱりコロナなので屋外レジャーを進めたいというのは分かります。

ただ、ずばりキャンプ場と書かなくても、屋外レジャーの開発行為それと太陽光なんですけど、富士宮市が先手を打って規制をしましようということで全国的にも、先走ってやったほうがかえって良かったかなと、土砂災害とか、残土排出とか、富士山計画とかある意味良かったかななんて思いますけど、その規制とそれ以外の再エネがこれからどんどん進めてい

かなければいけない、国全体がそういう方向なので概要はこうしましょう、それ以外の再エネは、どんどん推進していきましようというメリハリのついた土地利用計画になるといいなと思います。

以上です。

【藤井会長】

はい。ありがとうございました。

委員からご指摘をいただきましたので是非その方向性も検討していただければありがたいと思います。その他よろしゅうございますか。

それでは今回報告事項というかたちでご紹介をいただきました。全体の富士宮の枠組を決める計画がこれから動き出すということで、またこれから都計審の方にもご紹介をいただけるということです。先ほど事務局の方ということで、委員会回数を検討する話と、あと先程、角入委員からもありましたが、産業構想といったニーズを制限していくのか、そういったところの位置づけをやはり明確にしていかなければいけないんじゃないかなと思いますので、基本方針を決める上で大事なかなと思いますので丁寧に取り組んでいただけるようお願いいたします。

それでは、特に質問がないようですので、以上で報告事項は終わらせていただきます。

それでは、本日報告事項すべて終了いたしましたので、進行を事務局へ戻します。

どうもありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、続きまして次第のその他にとつきまして、一点ご承諾をいただきたいことがございます。

現在、委員報酬の方を現金で取り扱っています。市としてシステムが変わったこともありまして、今後振り込み形式に変更させていただきたい思うのですが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

一反対意見なし

【事務局】

特に問題がないということなので、次回から振り込み形式に変更させていただきます。よろしく申し上げます。

次回の予定なのですが、現在議題の方が未決定なので、新たに議題があり次第、日程調整をさせていただきたいと思っております。その際はよろしく申し上げます。

それでは、本日の日程はすべて終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会させていた

だきます。

みなさま大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項の規定によりここに署名する。

議長 藤 井 敬 宏

委員 松 永 昌 人
